

第 8 回

東京地方裁判所委員会

(平成 17 年 9 月 27 日開催)

東京地方裁判所委員会(第8回)議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成17年9月27日(火) 15:00～17:00

2 場所

東京地方裁判所第2中会議室

3 出席者

(委員) 青木俊一, 大橋寛明, 金築誠志, 唐津恵一, 川崎和昭, 小粥節子, 下田文男
高木國雄, 高木敬五, 田村浩子, 永井敏雄, 橋本和夫, 丸山陽子, 宮山雅行,
八木宏幸, 保田眞紀子, 我妻学, 和久井良一, 渡辺雅昭(欠席:北村敬子, 畠中
薫里)

(事務局) 青山峰明東京地裁民事首席書記官, 小嶋良保東京地裁刑事首席書記官,
岡田千津子東京簡裁事務部長, 小野里準一東京地裁事務局次長,
菅原寛史東京地裁事務局次長, 森田正則東京地裁総務課長,
高橋英明東京地裁総務課専門官, 山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

- 1 裁判員制度の模擬裁判に参加した感想
- 2 支部の庁舎新営に当たり考慮すべき事項

5 配布資料

地裁委員会八王子支部庁舎見学会資料

東京地方裁判所管轄区域図

管内人口及び世帯数推移表

東京都人口の推移

立川飛行場跡地処分等状況図

新庁舎建設予定地周辺状況図

6 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、宮山委員及び八木委員から自己紹介があった。

小野正典委員 宮山雅行委員(東京第二弁護士会)

田内正宏委員 八木宏幸委員(東京地方検察庁総務部長)

(3) 「裁判員制度の模擬裁判に参加した感想」

【発言者の表示 = :委員長, :委員, 事務局】

今日の議題は、支部の新営に関するのですが、その前に裁判員制度の模擬裁判に参加された委員から感想を述べていただきたいと思います。

6月20日に法曹三者で実施された模擬裁判の裁判員をさせていただきました。事件は、スナックでのいさかいが原因で最後は包丁を家から持ってきて刺してけがをさせたと。事件としては単純な事件なんですけれども、それを題材に模擬裁判を行いました。

朝9時半から始まって、冒頭陳述から法廷審議、証人尋問をすべて終わらせて、昼休みの後、午後評議をしたということで、終わったのは4時ぐらいですので、3時間くらい評議を行ったかなと思います。結論的には、時間切れで評議としては出なかった訳ですが。

世の中ではいろんなアンケート調査を行っており、人を裁くことについては、世間では抵抗が非常に強い分野ですが、実際に評議に参加して思ったのは、人を裁くというよりはもっと科学的に、その事実が一体どうなのか、殺意があるとか殺す動機があったのかどうかということについて、一個一個の事実を見極めながら、証人の証言についてこれが本当に正しいのかどうかということを科学的に追求していくことが大半だと思います。

そういう意味では、裁くというよりもむしろ事実を見きわめる、逆に言えば、今まで生きてきた自分の感覚で、常識的な判断をそれぞれがするのであって、あまり重く考えなくていいのではないかという感覚をまず持ちました。

それから、午前中、午後とずっと拘束されていた訳ですが、やはり世間には普段いろいろな仕事をする方がいると思いますが、朝の法廷審議では逐一、聞き逃すことのないように集中して聞いていなければならないのです。それが相当疲れて、午後の評議についても、途中で気を抜いてしまうと次がわからなくなりますから、これもやはり集中して聞かなければいけない。

ハードな会社生活でも同じような仕事類型がなくはないのですが、それでもやはり結構ハードだと私は感じました。一般の方がああいうふうに密度の高い、頭を使う仕事に丸一日携わる

というのは、結構きついのではないかという実感を持ちました。

今回の模擬裁判では、結果的には殺意の有無だけに議論が集中した評議だった訳で、これが量刑をどうするかということになると、今度はやはり裁くということについてまたちょっと違うのではないかという感想を持ちました。

3時間相当密度の濃い議論をした訳ですが、それでもやはり結論が出るには至らない。ハードだとは言いながら、その時間はあっと言う間に過ぎてしまうんです。事件の類型としては、おそらく単純な部類に属する事件ではないかと思うんですが、そういう事件ですら3時間かけても終わらない。

3時間は結構きついということで、1日の評議の時間をもうちょっと短くするというようなことになれば、実際の事件の審議は思った以上に時間がかかるのではないかと思います。

それから、模擬裁判においては、例えば証人尋問の内容を細かく自分でメモをとらないといけない。当日、初めてどういう事件の内容かを知った上で、法廷審議や評議に臨んだので、ベースとしての情報が少なく、やや不十分な審議になったのは否めない訳ですが、現実にはもう少し事前に、裁判員に情報を与えることも必要ではないかと思いました。

最後に、これは裁判員制度には関係ないんですが、私の会社では毎年1回コンプライアンスを管轄する立場から、従業員全員を対象にした意識調査をやっています。今年7月に、従業員全員を対象に裁判員制度についてどう思うか、参加したいと部下が参加するような話が出た場合にはどう対応するかとか、こういうアンケートをとって見たんです。

大体の想像できた結果なんですが、まず裁判員に指名された場合にどうするかということについては、約20%がぜひ参加してみたい。逆に、20%が絶対行きたくない。その他は、全く関心がないとか、仕事に集中しなければいけない、時間を拘束されたくない、そもそも人を裁くことが嫌だとか、こういうものが残りの人の6割の人です。

部下が裁判員に指名された場合にはどう思いますかとそういう質問に対しては、やや意外だったんですが、3割ぐらいがよい経験になるからぜひ行ってほしい。それから残りの7割のうち6割の人はこれは本人の判断に任せますと。業務に支障が出るので絶対行ってくれるなというのが10%いました。

あとは、いわゆる職種によるコンセプトにしたんですが、やはり本社のスタッフですとか、好奇心旺盛な研究開発部門とか、そういったところはかなりポジティブな感じでしたが、毎日のように日時に追われている、例えば工場の現場の仕事や支店あるいは営業の職種というのは極めてネガティブでした。ご参考までご紹介しました。

(4) 支部の庁舎新営に当たり考慮すべき事項

9月15日に八王子支部の見学会があり、6名の委員の方が参加されました。その際にも支部長から概況の説明があったと思いますが、最初に八王子支部の現在の概況をご説明します。

東京地家裁八王子支部の概況等について、簡単にご説明いたします。

まず、管轄区域ですが、東京都から23区と島の部分を除いた、いわゆる三多摩地域全域、もう少しわかりやすく言いますと、23区から西側の26市3町1村です。

管内の面積は、東京都全体の面積の53.1%くらいです。管内の人口は、平成17年1月1日現在で394万7,294人、大体約400万人で、東京都全体の人口の32.5%、約3分の1となっています。

次に、現在の庁舎の建物の配置についてご説明します。

まず地裁棟ですが、これは4階建てになっています。ただし、1階と2階には一部家裁の部屋も含まれています。

地裁棟の1階には、民事事件の受付をする民事訟廷事務室、令状事務室、勾留質問室、庶務第二課などさまざまな部屋があります。家裁関係では、少年交通講習室というのがあり、これが地裁の競売室を兼ねているという、ちょっと複雑な造りになっています。

地裁棟の2階は、主に地裁刑事と簡裁の書記官室、裁判官室、あとは法廷になっています。

地裁棟の3階は、主に地裁民事の書記官室、裁判官室等になっています。

地裁棟の4階は、主に地裁の庶務第一課と大きな法廷があります。

それから別棟というのがあります。別棟は2階建てで、1階は主に執行官室、2階は民事第4部の不動産競売係書記官室、裁判官室になっています。

もう一つ別棟があり、これは第二別棟と呼んでおり、1階が債権者集会場、2階が大会議室になっています。

また、家裁棟という8階建ての建物があります。1階は、家事事件の受付をする家事訟廷事務室と家事の相談をする家事相談室となっています。2階には、少年調査官室と調査室があります。3階が、少年書記官室、訟廷事務室、裁判官室、少年の審判廷です。4階は、家裁の庶務課と大調停室、5階には調停室と医務室があります。6階には、調停室と調停委員室等があります。7階は、家事部の書記官室、裁判官室と審判廷です。それから最後の8階は、家事調査官室と調査室となっています。

実際にはもっといろいろな部屋があるんですが、代表的な部屋についてはこんな感じです。

次に職員数ですが、平成17年9月1日現在で、地裁の裁判官が34人でその中には簡裁判事の2人を含んでいます。裁判所書記官が106人、裁判所事務官等が56人、合計で196人です。つまり、地裁支部の方は、大体200人くらいの職員がいます。

家裁支部の方は、裁判官9人、裁判所書記官が30人、家庭裁判所調査官が37人、裁判所事務官等が23人で合計が99人です。家裁支部の方は、大体100人の職員がいるということです。そのほかに、地裁の支部には民事の調停委員と執行官がいますし、家裁の支部には家事の調停委員がいます。

八王子支部の事件数についてですが、平成16年度の民事訴訟事件は3,246件で、全国的な順位は7位になっています。刑事訴訟事件は年間2,863件で、これもやはり全国的な順位は7位になっています。細かいところは省略しますが、そのほか不動産執行事件、債権執行事件は全国的に7位で、破産事件だけが比較的少なくて全国的には19位ということになります。

家裁支部の方ですが、家事事件の中には家事審判事件と家事調停事件、人事訴訟事件があります。家事事件の総数は、平成16年度が20,034件で、全国的な順位は第4位ということになっています。

一方、少年事件は一般保護事件と道交法違反事件に分かれますが、その総数が平成16年度は7,241件で、全国的な順位は第8位であります。

いずれにしても、非常に事件数の大きい、支部としては全国で一番大きな支部です。

次に、庁舎の立川への移転新営についてご説明します。

東京地家裁八王子支部では、これまで長期にわたる事件増に対応するために増改築を繰り返してきた訳ですが、飽和状態が解消されず、老朽化や動線の悪さなども伴い支障をきたす状況が生じてきました。ところが、現在地は一部しか高度利用が困難で、所要の床面積が確保できないというのが現状です。

平成10年ころに現在地での建て替えはできないという判断から八王子市内で移転先を探すことになり、八王子市に斡旋を依頼しました。翌年の5月以降、八王子市から幾つかの候補地が挙げられましたが、いずれも条件面で非常に厳しいものでした。平成15年の2月27日には、八王子市から裁判所に対して、八王子市内での候補地の確保について断念した、つまりあきらめましたという趣旨が伝えられました。

これを受けて裁判所は、平成15年9月に移転候補地として周辺の国有地を含めて適当な土

地を検討し、立川市移転について立川市を初めとする関係機関との調整に入りました。それで、翌年平成16年8月17日、多摩地域の全区域から交通のアクセスのよいまとまった国有地である立川基地跡地関連地区を最適地と判断して、立川市に対し、裁判所が正式に移転先としたというのが今までの経緯の概略です。

移転先は、多摩都市モノレールの立川北駅から一駅先に高松という駅があるんですが、高松の駅から歩くとおそらく5分くらいではないかと思います。

新庁舎の概要は、敷地の面積が約1万5,000平方メートルで、現在は約8,500平方メートルですから、1.8倍くらいの広さになります。それから建物面積は、約2万5,000平方メートルで、現在が約1万2,600平方メートルですから、これは大体2倍くらいの建物になります。

構造については、地下1階地上8階建てということが考えられています。入居官署としては、東京地家裁八王子支部と立川簡裁、八王子検察審査会が挙げられています。

開館の予定は平成21年4月なんですが、特徴的なことと言いますと、庁舎の新嘗の時期が裁判員制度の実施時期と重なることになります。新しい庁舎は、裁判員裁判を行ういろいろな施設、裁判員裁判の法廷だけではなくて裁判員の待合室や公判前整理手続室といったものを備えた、裁判所のモデルケースになるというところが一番大きな特徴ではないかと思われま

す。9月15日の見学会は、委員の提案によるものですが、実際ごらんになった感想はいかがでしたか。

思った以上に古くて、かなりごちゃごちゃしているなと思いました。ぐるぐると回ったからかもしれませんが、裁判所の法廷の部分と事務の部分がごちゃごちゃに入っている感じがして、使う人、訪れた人にとっては混乱するのではないか、慣れないと使いにくいだろうなという気はしました。

ただ、それなりに目いっぱい効率よく利用されているなという感じを持ちましたし、一つ一つの部屋がきちっと整理されていて、書類とかが散らばることもなく本当にきちんと整理されているなという印象を持ちました。

それと、あそこで地震が起きたらかなり怖いなとは思いました。

こういうふうに裁判が行われているということを、本当に隅から隅まで見せていただき、働いている方々の雰囲気も見せていただいたことは、ありがたく思いました。

ただ、建物が後から付け加えられていますので、一步入ったら迷ってしまうなということを感じました。また、事件の内容が最近随分と変わってきていて、裁判官の席に非常ベルがつい

ていたことにびっくりしました。

それから、もう本当によく整理がされているので関心しました。苦労してきれいにしたんですよというお話もありましたが、さすがだなと思いました。

資料室倉庫というところも、本当に古くて大変だなと思ったんですが、そこもきちんと整理されていて、すぐに探している資料が出てくるようなシステムができ上がっており、古い割にはちゃんとした裁判所だったなという印象を持ちました。

非常ベルというのは、法廷ではなくて、新しく医療観察法の鑑定入院の手続をする部屋として、鑑定委員質問室というのを設けたんですが、その話ですね。

八王子の問題でちょっとお伺いしたいんですが、こういう建物を建てる時には、地方裁判所側だけで全部設計して建てていくのか、あるいは利用者として弁護士会や検察庁、あるいは人権団体とかそういう方々で、どういう裁判所の構成建物のつくり方にするかの企画委員会や運営委員会を作られて進めていくのでしょうか。

新しい庁舎をつくるつくる経過は、後でご説明します。現在の八王子支部の状況について、感想や意見がある方はおられますか。

八王子簡裁については、あれはそのまま残るんですか。

簡裁は残ります。

新しいところと今のところとの決定的な差というのは交通の問題だと思います。先ほどのご説明で、八王子市がいろいろ鋭意探したんだけどなかなか見つからなかった、あるいは何らかの形で条件が合わなくて断念されたというんですが、その辺の具体的な事情をちょっと聞かせていただくと大変参考になると思うんです。

予想されるのは、例えば資金の問題で予算が足りないからだめだとか、あるいは広さの問題で今問題になっている立川に匹敵するものがなかったとか、あるいは検察庁とかいろいろなもの近くに確保する必要があるということで一緒に移るといふふうになって大変なスペースが必要だとか、いろいろ理由があるのではないかと思います。立川という極端に違うところに今度移動する訳ですから、その移動の決断をするのに八王子自らだめだという声が出たということですから、特に差し支えがない範囲で構いませんので、ご説明いただければと思います。

そこら辺が、今後の移動の問題を含めいろいろ背景として一番重要なポイントの一つになるのではないかという気がします。もう決まってしまった以上は、立川によい裁判所をつくっていただくんですが、やはり交通の問題やその他の問題についても、八王子側が本来そういうものを補充していい裁判所を八王子につくり直そうと思ったはずなんです。そこら辺のところを

ギブアップしてしまったというのなぜなのでしょう。

一つは、今の八王子の場所で建て替えるということは敷地に余裕がありませんので、例えば壊したときに仮庁舎等が建てられないという問題もありますし、全体の容積率の問題もあってなかなかそこは難しいなど。それ以外の場所でどういうところがあるかというところ、八王子は古くから発展してきた町ですので、駅の近辺ということになるとなかなか難しい。例えば、同じ八王子市内でも八王子ではないもうちょっと交通の便が悪いところもありましたし、あるいは土地の取得に予算を要するという問題もあります。

八王子市内でも確かにお話はいただいたりしたんですが、それぞれの箇所ごとに問題があつてなかなかこれ以上八王子で探しても出てこない。八王子支部の方は一刻を争うと思いますから、いつまでもこのまま待つと、事件が増えてるとパンクしてしまう。そういう訳で、八王子市内ではあきらめるということになりました。

それでは、引き続いて今度の新しい庁舎新営に当たってのご意見を伺いたいと思いますが、その前に説明をしてもらいます。

現在の状況につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

仮称は立川支部ということですが、本庁舎の新営費について最高裁の方で18年度来年度予算で要求したと聞いています。これはPFI事業として行うという形での予算要求だと聞いています。

PFI方式というのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略でして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて庁舎整備を行うという方法です。

通常、こういう裁判所の建物は、裁判所または国土交通省の方で建物を設計して建てる訳ですが、立川支部については民間の業者が施設を設計・建築し、維持管理して運営していくという方法です。

そのPFI方式による今後の予定ですが、まずこの庁舎整備事業の内容とかあるいは業者の選定方法等について有識者で構成する委員会の方にお諮りするという予定になっています。

この有識者委員会は、平成17年11月ごろに開催する予定であると聞いています。そうすると、17年11月この時点までに庁舎整備に関する裁判所の要望事項というのを、ほぼ固めておく必要があると思われれます。

この有識者委員会の検討を経て、平成18年の1月ごろに実施方針というのを公表いたします。18年4月ごろに入札の公告を行い、これに応募しようとする業者に1月ごろに公表され

た実施方針に沿ってそれぞれの会社が持っている技術とかノウハウを駆使してプランをつくっていただき、裁判所の方に提出してもらいます。裁判所は、これを審査して10月ころにはPFI事業のどの業者にやっていただくかという業者が決定する。その後、そのPFI業者が自ら計画したプランをもとにして基本計画を作成して、庁舎の建築に入ると。そして、平成20年度中ですから、21年の3月末日までに建物が完成されるという予定です。

庁舎の概要については、PFI事業という方式で進めるものですから、庁舎の具体的な規模や構造、あるいはどういう平米にするかというようなことは、PFIの業者が作成するということになります。裁判所としては、業者がそのプランを作成する前提となる実施方針というもの、これはどういう庁舎をつくっていただきたいかという要求水準等を書いたものですが、こういう実施方針をこれから裁判所の方で検討していくということになります。

庁舎の規模は、先ほどご説明したとおり約2万5,000平方メートル程度を想定しています。どのようなコンセプトでつくってもらいたいということも現在考えているところですが、一つは、現庁舎が抱える諸問題を解決していただきたいと。具体的には、利用者の観点に立って明確な動線計画をつくり、利用者にやさしい施設としてのユニバーサルデザイン、つまり身障者とか高齢者へ配慮されたバリアフリーの施設にしてもらいたいと思います。

二つ目は、次世代の公共施設としての裁判所庁舎モデルを目指していきたい。具体的には、一つにはさまざまな司法制度改革への確な対応ができるようにする。そして、長期にわたる保全性を考慮して、メンテナンスに手間がかからない、簡易なメンテナンスで済むような建物にするということをお願いしています。

それと、周辺環境と調和した建物、これは立川基地跡地関連地区土地区画整理事業区域の一部ということで、立川市のまちづくり計画に基づいて周辺環境であるとか建物のデザイン等への配慮が求められていますので、そういう周辺環境との調和がとれたもの、そして環境負荷の低減などの高品質な公共建物をお願いしているところです。

もう一つは、時代の変化に対応できる発展性も確保した建物ということで、これは例えば将来の増築を念頭に置いた庁舎の配置計画であるとか間仕切り等、内部レイアウトのフレキシビリティを確保していただきたいというふうに考えています。

それ以外に建物の概要としては、移転場所に航空法の制限があって、高さが45メートルが上限ということになっています。上限目いっぱいまで高い建物をつくるとすれば、通常であれば8階程度ということになります。地下は1階程度ではないかと、その方向で検討させていただきたいと思っています。

中に入居するのは、地裁、家裁、簡裁、検査審査会ということになりますが、これをそれぞれ別の建物として設けるのではなく、一つの建物で作りまして階層ごとに分けていくということがよいのではないかと、その方向で検討していきたいと考えています。これは、それぞれの、例えば地方裁判所の建物、家庭裁判所の建物ということで建物をつくると、それぞれの建物ごとにエレベーターであるとか廊下であるとか階段であるとかそういう共通部分を確保しなくてはならないということで、こういうものが増えると必要な部屋が小さくなってしまいう問題があるからです。

また、建物のゾーニングが細くなると職員の配置も分散してしまうとか、あるいは今の八王子支部のように細かい部屋がいっぱいできてしまうと、利用者にとっても職員にとっても使いにくいということで一つの建物で階層別に分けるという方向で考えていきたいと思っています。

どのような階層で分けていくかということについては、基本的には一般市民の利用が多いと思われる簡易裁判所が下のフロアへ、地方裁判所の方はその上のフロア、一番上の方は家庭裁判所というふうに考えています。きれいにフロアごとに分けられるかということ、そこは具体的な計画がないとわかりませんが、仮に同一フロアで異なった区分の裁判所が入るといったことになった場合には、きちんと動線を分けて、わかりやすい建物にしていきたいと考えています。

また、裁判員の選任関係の部屋も、なるべく下の方の階に設けたいと考えています。

裁判所の方ではこのような形でお願いしたいと思っていますが、あとは民間の業者がそれぞれに計画を立てて、プランを出していただくことになります。その後は裁判所で設けられた有識者委員会で建築関係の専門家などに会の中に入っていただき、その委員会で要望がきちんと満たされているかどうかを判断していただきます。

弁護士会に対しては、まだ計画としては具体的に進んではおりませんが、今までの検討状況などをご説明し、また弁護士会からのご意見もいただいております。これに関しては、弁護士会に限らず、引き続き関係機関に適宜お話をしたり、ご意見をいただくということになるかと思えます。

司法制度改革で市民に頼りがいのある司法という今回のモットーで、その建物としては第1号になるわけですね。この時点でいろいろな意見が反映されている訳ですか。

少なくとも意見交換とか文書のやりとりでは、取り入れていただきたいという要望は弁護士会からは総括的ですけども出しています。本配付した「東京地方裁判所・東京家庭裁判

所支部新庁舎建設について東京三弁護士会からの提案」と題する書面を見てもおわかりのとおり、羅列的過ぎる、そんなにすべて全部取り込めるかというところもあると思いますが、そういうやりとりはあります。

ただ、どういうふうに考えていただくかというような意見交換はまだ進んでいないようですね。一応提案しただけで、さらにこれから煮詰めていくというか、その段階でとまっているように伺っているんです。だから、もう少し、この点はこういう理由で取り入れられない、だからだめなんだというような率直な意見交換が必要な気がします。

私は、自治体の問題、市町村の問題をやっているんですが、今では随分改善されたけれども、市役所とか区役所に行くと、たらい回しというのが沢山あったんですね。そういう意味で、一つの窓口で、少なくとも市役所の中の仕事は、窓口はここで相談すればいいんですよというようなワンストップサービスという形が大分でき上がってきたんです。だから、立川の話でも、やはり市民が利用する裁判所として、従前の慣行にとらわれないで市民がどれだけ便利に使いやすいものになるかというのはまず入り口で決まると思うんです。それに対する配慮は十分聞かれたらいいし、人権委員の方々の意見も取り入れて検討することが大事ではないかと思います。

司法改革の諸問題について、いわゆるパブリック・コメントというような形で、いろんな意見を求められてそれに対して意見を申し上げるとか、双方向とまでは行かなくても一応投げかけられ、それに対して答えるというような手法を、今回の庁舎建設に当たって何か具体的に考えられているのでしょうか。公開ヒアリングというのはちょっと大げさかもしれませんが、意見を提出する機会を都民に与えられるようなお考えはないのですか。

今のところ、おっしゃるような形では考えておりませんが、例えば弁護士さんとの協議についても、これまでに相当程度お話をさせていただいていますし、弁護士会も弁護士会だけの意見というよりも、利用者のことも整合しながらいろいろ意見が入っているかと思います。この辺のご意見をいただきながら、それを斟酌して、よりよい建物を具体的に考えていきたいということです。

先ほど、今一方通行で、弁護士会から意見が出っぱなしでというようなお話がありましたが、決してそのままという訳ではありません。今ご説明したとおり、八王子の庁舎の計画は、これから裁判所としての要望事項を考えていくという段階ですので、それぞれのご意見を何とか幅広く伺って生かしていきたいとは思っています。

ただパブリック・コメントに関しては、今のところは考えてはいないということです。

先ほど平成17年、今年の11月末までに、裁判所の意見をまとめて有識者会議にかけるということですので、あともう2か月ない訳で、その間に弁護士会から出した意見を諮っていただくとかあるいは市民の意見も入れるというような時間的な問題から見ると、なかなか難しいような気がするのですが、その辺の予定はどんなふうにお考えでしょうか。

ご指摘のとおり、きついスケジュールになっております。最終的には平成21年の3月に完成ですので、何とか間に合わせるようにしていかなければいけないとは思っています。

ただ、基本的に裁判所の方で図面を引いてこういう形でということではなく、11月までには裁判所で、大体どういう方向でどういう部屋をつくり、どういう階層分けでという要望を掲げていくということですので、何とかそういう形で要望は重ねていけるのではないかと考えています。

裁判所の意見は固まるかもしれないけれども、そこに市民の意見が入るだけの時間的余裕がないような気がするんですが、それをどこかで聞いていただくというのはいつごろどういう形でしていただけるのでしょうか。それは今のところご予定はないのでしょうか。

今までも弁護士会さんから聞きました。それから従来から、裁判所の庁舎についてはいろいろな形で要望があったり、ここをこうしたらいいという意見も出ていまして、そういう蓄積もあります。時間をかけてゆっくりやるといったご意見も、その方がいいのかもしれませんが、八王子支部については、裁判員制度が始まるまでにつくらないといけませんし、今の狭い状況も非常に切迫していますので、今までのいろいろな意見を十分生かしながらやっていけば、今までよりいいものになるのではないかと考えています。

先ほど、これから市民のためのものとしては入り口が一番大事ではないかというお話がありました。この間見学させていただいて、本当に込み入った中でいろんな人が自由に出入りしているのを見ました。東京地方裁判所本庁では、入り口できちんと皆さん荷物検査をして入る訳ですが、八王子は本当にどこからでも出入りが可能になっていました。これから裁判員制度が始まると、我々市民も参加する訳です。そうすると、なお一層の危険もいろんな部分で出てくるのではないかなと思います。そういうことを考えると、よりきちっとした形の出入り口になるのか、あるいはもっと市民が自由に出入りできるようになるのか、その辺をどういうふうに想定されているのか伺っておきたいなと思いました。私は、やはりきちっと危ないものは持たないで入ってもらいたいなと思っています。

この件については、ほかの委員はどういうふうにお考えでしょうか。裁判所は、開かれた裁判所であると同時に、ご指摘のとおり、職員だけでなくいろんな方が来ておられる。そう

いう方の安全面にも配慮しなければならない。その辺が悩ましいところなんですけれども。

私は、開かれた裁判所というのとフリーにつくるということは違うと思うんです。私は、安全という面はきちっとしていただきたいと思います。

この間八王子に行ったときも、ちょうど家裁の建物が8階建てで、面積でいえば新しい建物と古い建物は全然違うんでしょうが、たまたま8階ということでイメージとして感じたのは、八王子は、民事、刑事それから家事全部かなり一緒になっていて、入り口が幾つかあるんですが、少年事件関係は遮へいの非常に大変な駐車場で、通れませんというような形でとめられたことがありました。新庁舎は、メンテナンスや利便性という観点からすると、確かに1階に全部をつくって階層ごとに分けるというのは非常にいいと思いますが、先ほどから出ている開かれた裁判所であるとともに、安全性とかプライバシー面にも配慮して、多種多様な人に向けての裁判所にする必要があると思います。

特に最近では、民事だけではなく、刑事や家事の事件もそれぞれが複雑で取り込んでいますから、例えば、夫婦間でかなり問題があるときには、別の階にして待ち合わせるようにするか、エレベーターを別にするとかして、多様な人に対しての裁判所ということも忘れずにお考えいただきたいと思います。

大体のコンセプトをいろいろ業者に伝えられるというのはわかりました。ただ、そのコンセプトを伝えても、それをどういうふうに建物を建設する過程に実現するかというのは、レイアウトなり、平面図なり、立体図なりが呈してこないとなかなか具体性がない。業者の方は、平成18年の10月に決まる訳ですね。その後すぐに、そういう図面を引いたり、モデルをつくってみたり、いろんな形で多分出てくるとは思いますが、その段階になるともうにっちもさっちも行かないのではないのでしょうか。

今までは、裁判所が庁舎をつくるときというのは、実はこういう建物をつくりたいんですけどもいがかかというようなことを地元の弁護士会に諮るんですが、諮ったときには、わずかな微調整は別としてもうだめですと。ご意見はご意見としてお聞きしますが、直すことはできませんとこういうスタイルのパターンをずっとやってきた訳です。ですから、これまでに比べると、今回八王子の庁舎をこういうふうに移動したい、立川に移転したいとのっけからご相談をいろいろしていただいたり、提案していただくというのはものすごい変化だと思っています。

ただ、そういう変化があっても、業者が決まって建物もコンセプトもそれなりに盛り込みましたよというのが発表されて、その段階で「もう直しはききません。ご意見は聞いても、それ

はコンセプトで盛り込んでいるのでご理解いただくよりしようがない。」というのでは進展がありません。何か工夫していただくというか、この段階での意見交換なり調整をしていただくということができないものかという提案をお願いしておきたいと思います。

今までの流れがいつもそのところでぎくしゃくして、直前では奈良の裁判所ができ上がったようですが、奈良でも同じように裁判所と弁護士会との意見にいろいろずれがありまして、どうも思うようにいかないままに完成したように聞いているんです。そういうことに比べれば、東京の八王子支部の移転問題は大きな前進であることは十分わかっていますが、意見としてお願いしておきます。

手続的にも内容的にも、弁護士会のご希望を全部取り入れるという訳にはなかなかいかないとは思いますが、ご指摘のようにやり方もだんだん考えてきているということだと思えますね。

待合室がどうなるかを教えてほしいのですが。

待合室がどうなるかについては、これからのコンセプトなので具体的な設計が出てくるのを待つという判断ですね。

私もそう思います。ただ、裁判所としてどのように考えていくのかということを知りたいのです。私は、意見として待合室を見ましてこのままでいいのかなというふう考えたんですが。というのは、裁判所というのは社会正義の最後の砦ですから、素晴らしい施設でしっかりと合理的な法によって作られればいいと思います。そして開かれた裁判所というのも、裁判員制度をはじめとして国民の皆さんの感覚を反映していると思います。

実は、被害者の人たちは、裁判所に来ている傍聴者の中に加害者がいれば、場合によってはつかみかかってやるという感じです。なぜなら、自分の娘が学校帰りに男に車に連れ込まれてそして連れ回されて乱暴されたあげくに殺されたというような悲惨な事件があるからです。

そういうときには、きちんとそういった配慮をして、被害者と加害者を分離した待合室にした施設にしていきたい思います。

裁判所でも、被害者保護の問題は最近進展していると思います。

先ほど受付に来た人に分かりやすくという話がありましたが、その点は、確かに昔は不親切だったんだろうと思います。最近では、簡裁の建物でも改善されてきましたが。

総合案内ということで、来られた方々がどこの場所に行ったらいいのとか、研修でも決まったらいい回しということのないようにと、自分の父親母親が来庁したつもりでご案内するという気持ちで対応してほしいという話をしています。

東京簡裁も、いろいろな部門、いろいろな部屋がありますので、そういう形で案内をしています。同じように、同じ建物の中に家庭裁判所もありますので、そういう意味では家庭裁判所と協力し合って、たらい回しのないように的確な形でご案内できるように努めています。

先ほど安全の問題のお話がありましたが、どういうところに危険が潜んでいるかというのがなかなかわからないというのが悩みですね。この前の札幌は刑事事件でしたが、大分前ですけども、東京地裁のこの建物で当事者を殺そうとした人を取り押さえようとした警備員が殺されたという事件もありました。もとは家庭の事件なんですけれども。

家庭裁判所も、なかなか当事者間の感情的な対立が激しくて、どこにどういう危険があるとかはなかなか難しいというところがあります。ただ、典型的にいろいろ予想されることはあるでしょうから、それに対応した形でやってくれればいいいんでしょうが、その辺はまだ不十分な部分もあって、なかなかこれはこうやればいいというような感じではないですね。

検察庁では、呼び出しをしている者以外はどこへ尋ねるということを明確にできない人は排除できるという要素がかなり強いんですが、裁判所は、傍聴があるので、どこに行きたいかを何で言わなければいけないんだと言われると、反発できない面がかなりある。それが特殊な事情だと思います。それでも安全を図るためには、やはり玄関口で少なくとも金属探知機等で危険物を持ち込ませないという以外チェックのしようがないところであって、中へ入ったらフリースペースのところをつくらなければいけない。これは、裁判の公開のためにどうしても必要です。今回のような事件を起こさないために、国民的な同意も得られると思うので、玄関口のチェックというのはぜひとも考えるべきだと強く思います。

それと、先ほどの被害者と加害者の分離というのは、総合案内的なものをつくって、この事件のここに来たということを明示できる人には、Aという人はこちらの待合室に待たせて、Bという人は別の待合室に待たせておくというのは当該部から連絡しておけば可能だと思います。ところが、それ以外の形で上がってこられた場合には防ぎようがないのではないかとというのが私は実感でして、こういう運用でできる部分と、裁判所の特殊事情の部分とをどのように分けて考えるのか、二つを一緒に議論しない方がよいのではないかとというのが私の率直な意見です。

今でも、連絡があってわかっていれば、できる限りのことはしていますね。

そうですね。特別傍聴券の関係が一番多いかと思いますが、事前にご連絡をいただいてこの時間帯に来てくれば、刑事訟廷事務室の方で特別傍聴券をお渡しするというような形でやっています。特別傍聴券は、被告人側と被害者側が両方同じ日に来るという場合には、エリア

を明確に分けて、法廷の中で接触が起こりにくいような配慮はしていると思います。

現在の八王子支部においては、そういうのではないのではないか。被害者と加害者を分けずに、裁判所の方で何もしていない場合には、相手はだれだとか、あの人は近所の人だとかそういう心ないことを言って、またそういう嫌がらせをする。被害者は、証人であるという面もあり、しっかりした証言をすれば、それによって今までいろいろわからなかったことがわかることも多い。本当の現実を裁判所の方で知っていただくというのも必要ではないか。

あと一つ安全の面ですが、新しいものをつくるときにPFIを利用して、やはり裁判所側が、現行の対応などを参考にして、しっかりとした安全設計を出していかなければいけないと思います。

今の意見では八王子支部だめだとおっしゃったんですけども、これは継ぎはぎの庁舎です。だからこそ新しくつくらなければいけない。庁舎自体がもう建てて何年ですか。

一番最初の建物は昭和34年です。

弁護士会の意見の骨格の最大のところは、やはり今の八王子支部はいろいろな意味で狭いということで、いわゆる思い切った広い建物面積というか、施設面積を確保してほしいということ。

裁判所から提示されているのも、現在の八王子支部が1万5,000平米に対して2万5,000平米くらい、相当レベルの広いものをというんですが、当然これからの世代を考えると2万5,000平米というのは横浜の裁判所くらいの規模ですか。そうすると、果たしてこの東京の八王子支部の管轄の大きさとか、今後の広がりとかというものから考えて、それで足りるのかどうか。コンセプトとしては、裁判所は今どういうふうを考えているのか。

つまり、これからの東京の八王子を中心にした本庁以外のものの膨らみ方とか充実とかということを見ると、2万5,000平米で足りるのかと。それが増築という問題だったり、いろんな形での応用的な事業の仕方の建物をつくりたいというご意見だと思いますが、そこら辺のところはどうお考えなんでしょうか。

私も、実際の営繕予算のとり方は知らないんですが、ただ裁判所を建てるときには、将来もっと事件がふえると、いずれは足りなくなるのではないかとということがよく話題になります。その辺が、多分予算をとる側ではそういう将来の変動拡張に可能な限り対応できるように、いろいろやっているとは思いますが、私の推測ですが、こういう変動予想を今建てるものに直接認めて、大きいものを建てておきましょうということが認められるかということ、ちょっと難しいんだろうと思います。

今回、新しい1万5,000平方メートルのところに2万5,000平方メートルの建物をつくる予定であり、リミットは8階だにご説明いただきました。そうすると、本来であればいかにもゆったり建てられるような気もしますが、意外に周りとの調和を考えると、ほとんど半分ぐらいまで敷地の面積を建物で占めてしまうのではないかという感じがするんです。

駐車場をつくらなければいけない、将来の増設のことも考えなければいけないといったときに、そもそも1万5,000平方メートルで大丈夫なのか。裁判所が目いっぱい勢いで確保したという感じだと思いますが、実際に建ててみて土地と建物とを見ると、空地があまりないようなレイアウトになりそうな気もするんです。

つまり、駐車場をつくろうと思っても実際スペースはあんまり残っていない。だからといって、地下に一部持っていこうと思っても、地下だって限界がありますよね。そうすると、敷地面積と建物とのバランスから言うと、実はあまり敷地の外側の空きがないというレイアウトになってしまう可能性が高いのではないかという気もするんですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

もともとちょっと敷地が不足しているのではないかというご趣旨ですか。

そういうことになってしまうのではないかと。

その辺は、敷地決定の経緯を知りませんので、何とも言えないのですが、あとは利便性との関連で、非常に余裕があり過ぎるのは多分認められないのではないかと思います。

弁護士会の意見として裁判所に申し上げている部分でも、今私が言ったような疑問が背景に幾つも垣間見えている感じがして何かもどかしい感じだし、建物ができ上がってきたときに、こんな状態かということになりそうな気もします。何かを要求してお願いしようとするときには、先ほどからいろいろ委員の方々から出ている意見でも、あれもこれもあれもこれもと、そういうことを充実させていくには、ある程度スペースが必要になってくるわけです。

そうすると、建物がどんどん大きくなっていくけれども、今のような限界がある。ここら辺のところにもどかしい兼ね合いがあるような気がします。

まことにそのとおりだと思います。

この東京地裁の建物は地下2階までで、設備がいろいろ入っているんですね…。

今度の新庁舎は地下1階ですか。

そうすると、地下1階ではなくて地下2階にして、例えば書類倉庫にするとか、ここで地下用に用意するというのを今からお考えですか。

そういう案を出してくる業者も、あるいは出てくるかもしれませんね。ただ、仮に2万

5,000平米だとしますと、地下だとなかなか事務室では使いにくいということがあると思いますので、用途が限られるという制限があります。仮に地下1階地上8階としますと、全部で9層になりますので、地下をもっと細く階層を上げるか、これを3,000平米くらいで9層でいくとか、ここはいろいろなプランがあるかと思います。

駐車場は、どんなふうに予定されているんでしょうか。

条例で、どれぐらいの大きさの建物ですと駐車場は何台確保しなければいけないということが決まっています。今台数は分かりませんが、どういうふうにつくるのかは、民間の中に発注したりしながら、そういう制限はきちんとやる形になると思います。

モノレールの高松駅が最寄りと先ほど伺いましたが、モノレールはしょっちゅう通っているんでしょうか。現在の八王子ですと、JRと京王線があって、みんなそこから歩いて来られるんですけども。

多摩都市モノレールの高松駅から歩いて5分ですが、今のところ立川の駅からあまりバスの便はないようです。しかし、ここに立川市役所などが移転して、国の機関や市の分支社などが集積されていますので、おそらくバスの便は増えるのではないかと思います。

モノレールについては、よく承知していませんが、今の段階で10分間隔くらいでしょうか。

ここへ市役所ができるのが、大きいのではないのでしょうか。多分、ここができれば交通というのは期待できるのかなという気もします。

例えば、裁判所が現実動き始めるころには、もっと交通は便利になっているはずであるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

期待はできるような気が、私はしますけれども。

裁判所の具体的な要望をまとめる際に、例えばやはり法廷の数は幾つで、その広さはどれくらいというようなことまで具体的に詰めるんですか。

例えば法廷ですと、どのくらいのものが幾つ以上とかという具合に、基本的には広さと数というのはもちろん要求水準として設計することになるかと思いますが。

それは今のものよりも当然広くなる訳ですから、法廷の数も増えるし、ほかの部屋も広く要望していくと。

制度が平成21年に変わるということですが、それ以降だっただう変わっていくかわからない訳で、当然いろいろなことに応用できるような形でつくられたいというのはありますが、この間八王子を見てやはり法廷なんかは古いと重々しい感じがしました。そのような法廷

の重みみたいなものについては、少しは残していくような形にしてほしいなという希望もあります。

これも、ご承知のように法廷のイメージがどうあるべきかというのは、人によっていろいろな考え方があります。昔は、法段も高く、非常にいかめしい感じがしていた訳ですが、今は民事のラウンドテーブルの法廷ができ、これは段差がありません。この間モデルになった裁判員法廷は、今の刑事法廷の段より大分低い。法廷というのはそういう厳肅な雰囲気的大事で、少しいかめしい感じがあった方がいいという意見もあると思いますが、ほかの方はいかがですか。

私は古い人間ですから…。

威厳があるほうが…。

ちょっと古いからだと思いますが、天井が高い。だからここと比べても多少重みがある感じなんですけれども。

最初にご案内したのが、4階の401号で一番大きいところなんですけど、天井が高いんです。確かに、ちょっと重々しい感じがするかもしれませんが、裁判官が実際に入っても傍聴席との距離がすごくあるんです。初めて合議体で裁判長として入ったときに、うわぁ広いなと思いました。

確かに、開かれた裁判所ということも大事なことです。ただ、裁判をする、受ける、判決を出されるということは、やはり厳肅にきちっと重みのある形で行われることがありがたいなと思います。犯罪を犯した方も、そういう気持ちになってくれるといいなという気持ちがあります。

ただ、これからの時代として若者の感覚も取り入れていかなければいけないのかなという部分もありますので、それは一斉に全部同じづくりではなくて、いろいろな形のもものが組み合わせられればいいのではないかなと思います。

お時間も迫ってきましたが、ほかに何かあれば。

先ほど地裁と簡裁と家庭裁判所をなるべく一体とした建物にしたいということをお聞きしましたが、簡裁家裁の総合案内受付という形で、一般市民に対して開かれたわかりやすい案内にするということをさらに発展させて、例えば債権執行や不動産執行、日本司法支援センターなどのほかの施設との連携も含めて、増設につながっていくモデルになるような裁判所になっていくとよろしいのではないかなと思います。

今議論になっている厳肅さとそれから親しみやすさといいますか、メリハリをつけた方が

私はよろしいと思うんです。特に刑事事件なんかは、やはり一つの儀式というか、その中で反省を促し二度とそういう悪いことはしないという決意をさせるという意味で厳肅さがある程度ないといけないと思います。

ただ、私たち利用者が裁判所に入ってきたときの最初の接点は、やはりできるだけ親しみのあるシステムの形を考えていただいた方がよろしいと思います。

その場合、一つは先ほどコンセプトの第1番目にやはり利用者にとってやさしい施設、これはバリアフリーを主としておっしゃっていると思うんですが、やさしいという中には親切というか、例えば総合受付は、八王子も、本庁も地方に行っても、大体男の職員が帽子をかぶって制服を着て、最初にぼんと構えています。もう少し女性を配置して、ずっと入っていけるようなそういう心遣いといいますか、それがあるといいのではないかと思います。

もう一つは、やはり接客というか、そういうことに対する教育を裁判所全体として力を入れていただきたいと思います。立川は新しい21世紀の裁判所ですから、そういった点も含めてぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。

裁判所と利用者とのコミュニケーションというのは、職員の指導訓練の一つのテーマで、重要なことだと思います。まだまだ十分とは言えないので今後も検討したいと思います。

まだまだご意見はおありだと思いますが、もうお時間になりました。

今日ここでいただいたご意見は、この支部の庁舎の新営について可能な限り反映させていきたいと思っています。もちろん、最高裁の有識者会議で意見をうかがうということもありますし、ほかのいろいろな意見についても総合的に勘案されるということにはなると思います。

本日はどうもありがとうございました。

以 上